

中古品判断基準（案）に関する 正常作動検査の代替手段の要件について（案）

1. 代替手段の要件の考え方

- ✓ 正常作動検査は、我が国の使用済み電気・電子機器が、輸入国等において確実にリユースされ、これら機器が不適正に処理されることを回避するため、「その機能、効用を有すること」を輸出前に検査するものである。

- ✓ したがって、正常作動検査を実施しない場合は、これに代わる方法（以下、「代替手段」という。）により、輸入国等において、使用済み電気・電子機器がリユースできない場合、当該機器の一部又は全部が廃棄物として、不適正に処理されることを回避できるものである必要がある。

- ✓ 代替手段は、透明性があり、かつ容易に検証可能な方法であることが求められる。また、バーゼル条約及びバーゼル法の輸出規制の実効性の向上に資するものであり、かつ、国際的な理解（特に輸入国の理解）を得られるものである必要がある。

- ✓ 代替手段は、バーゼル条約においてE-waste ガイドラインが採択されるまでの暫定的な措置であり、環境省又は経済産業省は、随時見直しを行い、廃止も含めて、適宜必要な変更を行う。

2. 代替手段の要件

(1) 販売状況について

輸入国・中古利用される国（以下、輸入国等）において、1つ1つの使用済み電気・電子機器が中古品として販売されること及びその事実が客観的に確認されること

- ① 輸入国等における輸入者・修理業者・小売り販売業者の名称、責任者、住所、電話番号が確認されていること
- ② 輸入国等における取扱い状況について、定期的な確認が行われること

(2) 修理について

直接再利用ができない場合、輸入国等において確実に修理可能であること（大幅な修理が必要な場合については除く）

- ① 輸入国等の修理業者がどのような修理を行うかを輸出者が確認していること
- ② 環境上適正な方法で修理が行われること

(3) 日本への返送について

直接再利用及び修理（大幅な修理を除く）ができない場合、日本に持ち帰る仕組みが確立されること

- ① 関係国において廃棄物処理が行われることなく、一定期間内に日本に確実に返送されること
- ② 日本へ返送すべき機器の発生状況及び日本への返送状況が輸出者に確実に報告される仕組みとなっていること

(4) 検証方法について

代替手段の実施状況が容易に検証されうること。また、検証を可能にするために必要なデータを記録すること。

3. 審査会の体制及び代替手段の検証方法等

- (1) 代替手段の提案は、平成 25 年 10 月 1 日から 12 月 27 日まで受け付けることとし、それ以降の新規提案は受け付けない。
- (2) 審査会は、バーゼル条約・法に関する専門家及び関係省庁により組織するものとする。審査会の委員長は、検討会の委員から選定する。
- (3) 事業者から提出された提案については、審査するに足る具体性を有したもののみを受理し、これを審査の対象とする。
- (4) 審査は、事業者毎に非公開で行うものとする。
- (5) 代替手段の実施を希望する事業者は、当該事業者が自ら必ず審査プロセスを経なければならない。
- (6) 審査会では、当該提案の実効性について評価するため、必要に応じて、事業者に対し関係国における情報等の提供を求めることがある。
- (7) 事業者は、審査会の指摘事項を踏まえ、提案内容を修正した後、当該代替手段を試行して、その結果を審査会に報告し、最終的な可否の判断を受ける。
- (8) 審査会の結論として、2. で示した要件を満たすことが困難と判断された場合は、当該事業者においても、平成 26 年 4 月から正常作動検査を適用するものとする。
- (9) 審査会の結果は、第 2 回検討会（平成 25 年度末を予定）において報告される。
- (10) 要件を満たすとされた代替手段については、E-waste ガイドラインが採択されるまでの間は、暫定的な適用を認める。暫定適用期間中において、要件を満たさなくなると判断される場合は、当該代替手段による輸出を認めない。
- (11) バーゼル条約 COP12 までの間、代替手段の実効性の検証を行う必要があるため、暫定的な適用を認められた代替手段については、提案した事業者のみが用いることができることとする。